

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
10月30日
(金曜日)

目次

- 規則
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（給与厚生課）……………
- 告示
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正（会計課）……………
- 公告
国土調査の成果の認証（政策企画課）……………



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十四年山口県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項第三号中「第九十五条（同法第百三十二条）を「第百四十条（同法第百七十三条）」に改める。

附則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。



山口県告示第三百七十二号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

三の表株式会社十八銀行の項中「株式会社十八銀行」を「株式会社十八親和銀行」に改め、同表株式会社親和銀行の項を削り、同表株式会社西日本シティ銀行の項中「国内に所在する店舗」を「ク」に改める。



(二四〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和二年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十六年四月一日から令和元年十二月四日まで	下関市地籍図	彦島江の浦町二丁目及び彦島緑町の各一部

二 認証年月日

令和二年十月三十日

令和二年十月三十日
発行

発行人

山口県知事